

山都町議会議員一般選挙
候補者のしおり

令和7年10月14日（火）告示

令和7年10月19日（日）投開票

山都町選挙管理委員会

は し が き

この冊子は、令和7年10月19日執行山都町議会議員一般選挙用として作成したもので、候補者等が行う各種の届出をはじめ、事務手続き等全般について概説したものです。

関係する方々は、内容を十分ご理解いただき、事務手続きに漏れ等のないように配慮をお願いいたしますとともに、公正・公平な明るい選挙の実現に努めていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、疑問等がありましたら山都町選挙管理委員会へご照会ください。

令和7年9月

山都町選挙管理委員会

凡 例

法令名については、次の略称を使用しています。

- ・公職選挙法 法
- ・公職選挙法施行令 令
- ・公職選挙法施行規則 規則
- ・公職選挙郵便規則 郵規
- ・地方自治法 自治
- ・山都町ポスター掲示場設置条例 ポ条
- ・山都町ポスター掲示場設置規程 ポ規

関係機関連絡先一覧

区 分	お 問 合 せ 先	住 所	電話番号
選挙管理委員会	山都町選挙管理委員会	浜町6番地	0967-72-1111
選挙運動用葉書関係	浜町郵便局	下市56番地5	0967-72-0042
	熊本東郵便局	熊本市東区錦ヶ丘1-10	0570-943-061
選挙運動関係 (選挙運動・道路交通法)	山都警察署 刑事生活安全課(選挙運動) 地域交通警備課(選挙運動用 車輛等)	下馬尾414番地5	0967-72-0110

目 次

・ 一般的注意事項	4
・ 山都町議会議員一般選挙執行日程	5
・ 候補者等が行う届出等の概要	6
第 1 立候補の届出等について	8
1. 選挙候補者となる為の禁止及び制限事項	8
2. 立候補届	9
3. 届出書等の記載上の注意	11
第 2 立候補の準備行為	16
第 3 選挙運動	17
1. 選挙運動の期間	17
2. 選挙事務所	17
3. 休憩所等の禁止	17
4. 選挙運動を禁止されている者	18
5. 戸別訪問	18
6. 署名運動の禁止	18
7. 人気投票の公表の禁止	18
8. 飲食物の提供の禁止	18
9. 氣勢を張る行為の禁止	20
10. 連呼行為の禁止	20
11. 選挙運動用自動車	20
12. 拡声機	21
13. 文書図画の頒布（はんぷ）	22
14. 文書図画の掲示	25
15. 文書図画の撤去義務	25
16. 選挙運動用ビラ	25
17. 選挙運動用通常葉書（郵送の無料化）	26
18. 選挙運動用ポスター	27
19. 文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限	27
20. あいさつ状の禁止	28
21. 新聞紙、雑誌の不法利用等の制限	28

2 2. 新聞広告	28
2 3. 選挙運動放送の制限	28
2 4. 個人演説会	29
2 5. 街頭演説	30
2 6. 演説等の禁止場所	31
2 7. 選挙期日後の挨拶行為の禁止	31
2 8. 候補者の氏名等の掲示	31
第4 当選人の確定及び就任期間	32
1. 当選人の確定	32
2. 当選人の任期	32
第5 選挙運動の費用	33
1. 収入と寄附及び支出の定義	33
2. 出納責任者の選任及び届出	33
3. 会計帳簿の備付及び記載	34
4. 立候補準備のために要した費用の精算	36
5. 明細書の提出	36
6. 領収書等の徴収及び送付	34
7. 選挙運動員及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額 (支給することができる実費弁償及び報酬の額の最高限度額一覧)	37
8. 選挙運動費用の制限	39
9. 選挙運動費用収支報告書の提出と領収書の写等添付	40
10. 選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲	40
11. 収支報告書の公表	41
12. 会計帳簿及び書類等の保存義務	41
13. 収支報告書の記載上の注意	41
第6 選挙立会人となるべき者の届出	42
第7 主な寄附の規制	43
1. 候補者等の寄附の禁止	43
2. 候補者等が関係する会社等の寄附の禁	43
3. 後援団体に関する寄附の禁止	43
4. 政治資金規正法による寄附の制限	44

一 般 的 注 意 事 項

- 1 今回選挙すべき山都町議会議員の数は、**12人**です。(山都町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例(令和7年山都町条例第30号)により今回の選挙より定数が14人から12人になりました。)
- 2 立候補届出の際、物品や証明書類の交付を受けるときは、交付目録と対照して、その種類と数量を必ず点検し、不足、二重交付、不備等があったときは、直ちに係員に申し出てください。
- 3 物品及び証明書類の交付を受けた後、再交付しない物品、証明書等がありますので、紛失、盗難又は棄損などのないよう保管してください。
- 4 山都町選挙管理委員会委員長及び山都町議会議員一般選挙の選挙長の氏名は次のとおりです。

山都町選挙管理委員会	委員長	さかた 坂田	あつひこ 篤彦
山都町議会議員一般選挙	選挙長	さかた 坂田	あつひこ 篤彦
- 5 選挙管理委員会及び選挙長に対してする届出、申出その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければなりません(法270)。また、これらの届出等の効力は到着主義をとっていますので、届出は締切日(期限)より余裕をもって早めに提出してください。
- 6 選挙に関する問合せ

山都町選挙管理委員会事務局(山都町役場本庁舎2階 総務課内)

〒861-3592 山都町浜町6番地

電話番号 0967-72-1111(内線211)

ファクシミリ 0967-72-1080

E-mail somu@town.kumamoto-yamato.lg.jp

山都町ホームページ <http://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/>

(説明会資料等関係情報を掲載する予定です。)

山都町議会議員一般選挙執行日程

令和7年・月日曜	事 務
9月30日(火)～ 10月2日(木)	立候補届出書類の事前審査【※事前予約制】 山都町役場本庁舎2階 2-2会議室 《午前》9:30～11:30／《午後》1:30～4:30
10月13日(月)	選挙人名簿登録基準日及び登録日（但し年齢は10月19日）
10月14日(火)	選挙期日告示・諸告示、立候補届出受付、選挙公報原稿提出期限日 矢部保健福祉センター「千寿苑」多目的ホール 午前8時30分から午後5時まで（1日限り）
10月15日(水) ～18日(土)	期日前投票（3会場）・不在者投票（役場本庁のみ） 山都町役場本庁舎 午前8時30分から午後8時まで 清和研修センター、蘇陽支所 午前8時30分から午後7時まで
10月16日(木)	選挙立会人届出期限（午後5時まで）
10月18日(土)	選挙運動最終日
10月19日(日)	投票日（町内18投票所） 午前7時から午後6時まで 開票及び選挙会（矢部保健福祉センター千寿苑） 午後8時から
10月20日(月)	当選証書付与式 役場本庁舎2階 2-1会議室／ 午後3時から
10月24日(金)	兼職・請負等をやめた旨の届出期限（午後5時まで）
11月3日(月)	・選挙運動費用収支報告書提出期限（午後5時まで） ・選挙の手續、又は当選人の決定についての異議の申し出の提出期限（町選挙管理委員会へ申し出）

候補者等が行う届出等の概要

日時・期限等		事項	届出先	摘 要
9月30日(火) ～10月2日 (木)	9:30～ 11:30 13:30～ 16:30	立候補届出書類の事前審査（届出書類、ビラ、ポスター、公費負担関係、選挙公報）	選挙長委員会	審査後、①選挙運動ポスター掲示場一覧表、②選挙運動費用収支報告書（様式）、③受領書を配付します。
10月14日（火）	8:30 ～17:00	立候補届出受付	選挙長	郵便等によることなく、自ら文書で届け出る
		通称認定申請書	選挙長	通称の使用を希望する場合
		立候補の辞退	選挙長	郵便によることなく、自ら文書で届け出る
		選挙公報の申請	委員長	掲載を希望する場合
	17:30～	投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじ及び選挙公報の掲載順序を定めるくじ	委員会	候補者又はその代理人はくじに立ち会うことができる
選挙運動期間中 10月14日(火)～18日(土)		選挙事務所設置（異動）届出	委員会	設置（異動）後直ちに推薦届出者が設置（異動）の場合は候補者の承諾書を添付
		選挙用葉書の受領	日本郵便(株) 浜町郵便局	「候補者用通常葉書使用証明書」添付 800枚（無料）
		選挙用葉書の差出	同上	「選挙運動用通常葉書差出票」を添付
		新聞広告	新聞社	「新聞広告掲載証明書」を添付 2回（有料）
		公営施設使用の個人演説会開催申出書	委員会	開催日前2日までに申出 開催できる期間は10月16日から10月18日まで
10月16日(木)	～17:00	選挙立会人となるべき者の届出	選挙長	本人の承諾を得て、1人を選挙立会人となるべき者として届け出ることができる
	17:30～	選挙立会人となるべき者を定めるくじ	選挙長	届出が10人を超えるとき

日時・期限等		事項	届出先	摘 要
10 月 19 日(日)	7:00 ～ 18:00	投票		町内 18 投票所
	20:00～	開票・選挙会	選挙長	千寿苑 多目的ホール
10 月 20 日(月)	15:00～	当選証書付与式	委員会	山都町役場本庁 2 階 2-1 会議室
11 月 3 日(月)	～17:00	選挙運動費用収支 報告書（第 1 回 分）の提出期限	委員会	選挙期日から 15 日以内

【事前審査について】

審査に要する時間は、一人あたり約 60 分です。立候補予定者は、審査開始の日時について事前に町選挙管理委員会へ電話等で予約を行ってください。

※審査を行う書類等

- (1) 立候補届出関係諸用紙綴（立候補予定者説明会で配付した本番提出用の各種届出書について、事前に必要事項を記入し審査を受けてください。ただし、記入が分からないものは空欄の状態でも構いません。届出に必要な書類については、本資料でご確認ください。）
- (2) 供託証明書（供託の額：15 万円）※事前審査日までに供託済の場合
- (3) 立候補届出の添付書類（候補者本人の戸籍謄本又は抄本）
- (4) 選挙運動用ポスター（規格及び掲示責任者等の表示について確認します。1 枚を提出ください。）
- (5) 選挙運動用ビラ（規格及び頒布責任者等の表示について確認します。1 枚（2 種類の場合は 2 枚）を提出ください。）
- (6) 立候補届出書類に実際に押印する印鑑※自署以外の場合のみ（立候補者氏名の欄は、自署またはゴム印等で記名する場合は必ず押印が必要です。使用する印鑑（認め印可）は全ての書類について同じものを必ず使用してください。）
- (7) 立候補届出事務代行証書・立候補届出事務代行疎明書（届出日当日に代理の者が立候補届出を行う場合のみ必要）
- (8) 選挙運動の公費負担関連の提出書類・・・申請される方のみ（「資料 5 選挙運動の公費負担の手引き」をご確認ください。）
- (9) 選挙公報の掲載申請書 ※申請される場合で、すでに掲載文等の準備ができている場合

第1 立候補の届出等について

1. 選挙候補者となる為の禁止及び制限事項

以下の事項に該当する者は、原則として町議会議員（一般・補欠）選挙に立候補できませんので注意してください。

（1）重複立候補の禁止

ひとつの選挙において一度立候補届を受理された者は、その選挙期日が過ぎるまでは、他の選挙に立候補することはできません（法 87①）。

（2）被選挙権のない者の立候補の禁止

被選挙権者とは次の事項に該当しない者でなければなりません（法 11①）。

ア．禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者、又は受けなくなるまでの者（一般犯罪の刑の執行猶予中の者は除く。）

イ．法律で定める選挙、投票、国民審査に係る犯罪により、禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者

ウ．選挙犯罪により選挙権及び被選挙権を停止されている者

エ．日本国籍でない者

オ．山都町議会議員選挙の選挙権を持たない者（山都町に住所を有していない者、又は山都町内に住所を有して3箇月に満たない者）

カ．満年齢が25歳に達していない者

※ なお、以上の要件は、カについては10月19日(日)の選挙期日現在で、アからオまでについては選挙期日の告示日（10月14日）から選挙期日（10月19日）まで継続している必要があります。

（3）選挙事務関係者の立候補の制限

投票管理者、開票管理者、選挙長は在職中その関係区域内では、当該選挙の候補者となることはできません（法 88）。

（4）公務員の立候補の制限

国又は地方公共団体の公務員は、原則として在職のまま立候補することはできません。これらの者が立候補したときは、立候補届出の日に公務員たるを辞したものとみなされます（法 90）。

2. 立候補届

(1) 届出

立候補の届出は、選挙期日の告示日の1日間のみで、郵便によることなく自ら文書で山都町議会議員一般選挙選挙長へ届出なければなりません。

(2) 受付日時

令和7年10月14日（火） 午前8時30分から午後5時まで

(3) 受付場所 **矢部保健福祉センター「千寿苑」多目的ホール**

(4) 届出人

届出人は、候補者本人又は候補者の承諾を得た推薦人です。（ただし、推薦人の場合は、提出書類が本人の場合と異なります。）

ただし、候補者本人等に代わって立候補届出に関する事務を行う者があるときは、①「立候補届出事務代行証明書」（候補者又は推薦人が記載）、及び②「立候補届出事務代行疎明書」（代行者が記載）、の2つを立候補届出の際に選挙長へ同時に提出すれば代行者による届出も認められます。⇒ ※「資料2」の1頁、2頁を参照

(5) 受付順序

午前8時30分前に受付場所に到着した方は、「受付順序を決めるくじを引く順序を決めるくじ」を引き、その順序に従って受付順序のくじを引き、番号の早い順から受付をいたします。8時30分以後に到着した方は、順次その到着時刻が早い方から受付をいたします。

(6) 届出書類

	届 出 書 類	本人届	推薦届	備 考
1	候補者届（本人届出）	◎	／	本人による届出
2	候補者届（推薦者届出）	／	◎	推薦人による届出
3	宣誓書	◎	◎	いずれも候補者本人の宣誓書
-	供託証明書	◎	◎	供託の額は、15万円 ※ 推薦届出の場合における供託証明書は「推薦人名義」であること
-	戸籍の謄本又は抄本	◎	◎	いずれも候補者本人の戸籍
-	所属政党（党派）証明書	◎	◎	無所属の場合は不要
4	候補者推薦届出承諾書	／	◎	候補者の承諾
	届 出 書 類	本人届	推薦届	備 考
5	選挙人名簿登録証明書	／	◎	推薦人の登録証明（選管発行）
6	通称認定申請書	◎	◎	通称を使用する場合
7	選挙事務所設置届	○	○	設置後、直ちに。
8	選挙事務所設置（異動）承諾書	／	○	7・10 で推薦届出者が設置（異動）した場合に必要。
9	推薦届出者代表者証明書	／	○	推薦届出者が2名以上の場合
10	選挙事務所異動届	△	△	異動後、直ちに。
11	出納責任者選任届	○	○	選任後、直ちに。
12	出納責任者選任承諾書	／	○	11・13 で推薦届出者が選任した場合に必要。
13	出納責任者異動届	△	△	異動後、直ちに。
14	出納責任者解任承諾書	／	△	選任者たる推薦届出者が、出納責任者を解任した場合に必要。
15	出納責任者職務代行開始届	△	△	開始後、直ちに。
16	出納責任者職務代行終止届	△	△	終始後、直ちに。

17	届出書（報酬を支給する者の届出書）	○	○	選挙運動に従事する者を雇用する前に。
18	選挙立会人となるべき者の届出書・承諾書	△	△	届出期間は、 <u>10月16日(木)午後5時まで。</u>
19	個人演説会開催申出書	△	△	公営施設を使用して個人演説会を開催したい場合に必要。 <u>開催日前2日までに申し出る。</u>
20	候補者辞退届出書	△	△	届出期限は、 <u>10月14日(火)午後5時まで。</u>

（備考） 1. ○印は、立候補の届出書類です。

2. ○印は、立候補の届出後、直ちに提出すべき書類です（立候補届出と同時に可）。

3. △印は、届出・申出・申請等がある時、その都度提出すべき書類です。

※ 届出の日には、訂正等がある場合に備えて届出名義人の印鑑をご持参ください。会場への入室は候補者1名につき一人のみとし、携帯電話（カメラ・通信機能を備えた電子機器類の全て）の持ち込みは禁止します。

3. 届出書等の記載上の注意

（1）届出書（本人届出、推薦届出）[⇒資料3 P1]

ア. 文字

届出事項は正確に「楷書」で記入してください。

イ. 氏名

氏名は戸籍簿に記載されている氏名を記入してください。氏名の文字は特に正確に記載し、ふりがなは「ひらがな」で記入してください。従って通称名を記載したり、仮名書に直したりすることはできません。

ただし、戸籍に記載されている文字について、常用漢字表、常用漢字字体表及び人名用漢字表に対応する文字がある場合には、その文字を使用することができます。

（例） 澤—沢 櫻—桜 榮—栄 壽—寿

廣—広 斎—齊 嶋—島 實—実

ウ. 本籍

被選挙権の有無の判定上必要がありますので、戸籍の謄本又は抄本に記載されたとおりに正確に書かなければなりません。なお、年齢は、選挙期日現在の満年齢を記入してください。

エ. 住所

本籍地と同じように、県名から番地まで正確に記入してください。住所と本籍が同じであっても「同上」、「同」、「〃」等と記入しないでください。

オ. 党派

政党又は政治団体に所属されている場合、所属党派証明書と同一の政党（政治団体）名を記載してください。候補者が2以上の政党（政治団体）に所属する場合はいずれか1の政党（政治団体）の名称を記入してください。なお、どの政党（政治団体）にも所属していない場合は、「無所属」と記入してください。

カ. 職業

職業はなるべく具体的に記入してください。特に公職に就いている方は詳細に記載することが必要です。例えば、単に「公務員」ではなく「民生委員」、「人権擁護委員」等と記入してください。兼職を禁止されている職にある方はその職名、又は地方自治法第92条の2に規定する方についてはその旨を記載しなければなりません。

キ. 1のウェブサイト等のアドレス

選挙運動に用いる文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）のアドレスを記入してください。なお、届出のあったウェブサイト等のアドレスは、山都町ホームページ上で公開します。利用予定がない場合は、何も記入しないでください。

(2) 添付書類

ア. 宣誓書 [⇒資料3 P2]

候補者となることができない者でない旨の宣誓書

イ. 所属党派証明書（※無所属の方は、必要ありません。）

所属党派証明書の発行者は、当該政党その他の政治団体の本部の総裁、会長、委員長、その他これに準ずる地位にあるものに限られています。

（各政党とも選挙の種類によって定められており、それ以外の者のした証明書は証明の効力がないことになるので留意してください。）

ウ. 戸籍の謄本又は抄本

なるべく最近のものを提出してください。

エ. 通称認定申請書 [⇒資料3 P3]

①申請

候補者届には、戸籍に記載されている氏名を記入しなければなりませんが、その通称が広く知られていれば選挙長の認定を受け、戸籍簿に記載されている氏名に代えて次のものに通称を使用することができます。

- a 立候補の告示
- b 新聞広告
- c 期日前投票所、不在者投票記載所及び投票所における投票記載台に掲示する候補者の氏名

②届出期間

届出は候補者届に添付してください。候補者届出後には受理できませんのでご注意ください。

③使用

通称は上記①の a ～ c の他のもの、例えば、選挙運動用ポスター、立札、看板等については、通称を使うかどうかは、申請の有無に関係なく候補者が自由に決定することができます。

④資料提出

申請がありますと、それが戸籍簿の氏名に代わるものとして広く通用しているかどうかを確認するため、そのことを説明し、かつそれを証するに足る資料、例えば公の機関が発行した書類、はがき、名刺、その他社会関係をながめてみて、その人の呼称として通用している実績を示すに足るだけのものを提示してください。

⑤かながき

戸籍上の氏名を通常の読みに従って「ひらがな」「カタカナ」に代える場合にもこの申請をしていただきますが、この場合、事柄の性質上、特にその通用度を説明した資料を提出することは不要です。

(3) 供託証明書 ※「資料4」を参照のこと。

ア. 供託額

1人につき15万円を現金、又はこれに相当する額面の国債証書をあらかじめ必ず供託しておかなければなりません。

イ. 供託者

本人届出の場合は、公職の候補者となるべき本人、推薦届出の場合は、推薦届出者です。いずれの場合も供託書には候補者となるべき者の戸籍名がそれぞれ定められた欄に記載されていなければなりません。

ウ. 時期

選挙の告示前であってもあらかじめ供託することが出来ます。立候補届出後、選挙運動に入ることを考えれば、告示前に供託を済ませるほうが望ましいと思われます。

エ. 手続き

指定の様式による供託書を地方法務局各支局に提出し、所要の審査を経て交付された供託書正本に供託物（現金または国債証書）を添えて指定の日本銀行又は代理店に供託金を払い込み、証明書を受け取ります。これを立候補届に添付してください。 **※熊本地方方法務局では現金の受け入れが可能です。**

オ. 供託物の没取

次に該当する場合は、いずれも供託金は没取されます。

- ① 候補者の得票数が（有効投票総数÷議員定数）の10分の1未満の場合
- ② 候補者が立候補を辞退した場合
- ③ 候補者が立候補禁止の公職に就いたため立候補を辞退したとみなされる場合、又は届出が却下された場合

カ. 供託物の返還

次に該当する場合は、いずれも供託物は返還されます。

- ① 上記オの①から③に該当しない場合
- ② 選挙の全部が無効となった場合
- ③ 候補者が選挙期日の投票開始時間までに死亡した場合
- ④ 無投票の場合

（4）推薦届出に必要な書類

推薦届には、その推薦人が選挙人名簿に登録されている旨の選挙管理委員会の委員長が発行する選挙人名簿登録証明書と候補者推薦届出承諾書が必要です。

推薦届出者が2人以上の場合、推薦届出代表者証明書を提出してください。その他の記載上の注意事項及び添付書類は、候補者届（本人届出）の場合と同様です。

（5）届出事務の代行

候補者又は推薦届出者以外の方が届出を行なう場合、立候補届出事務代行証明書〔⇒資料2 P1〕と立候補届出事務代行疎明書〔⇒資料2 P2〕が必要です。

(6) 立候補の辞退届

立候補を辞退する方は、選挙長に文書で告示日（10月14日午前8時30分から午後5時まで）に辞退の届出をしなければなりません。なお、それ以後は立候補の辞退をすることはできません。

【立候補届出後、選挙長及び町選管が直ちに交付するもの】

1	選挙運動用自動車表示板	1 枚
2	選挙運動用拡声機表示板	1 枚
3	街頭演説用標旗	1 枚
4	街頭演説用（選挙運動員）腕章	1 1 枚
5	乗車用腕章	4 枚
6	選挙運動用通常葉書使用証明書	1 枚
7	選挙運動用通常葉書差出票	8 枚〔葉書 800 枚分〕
8	新聞広告掲載証明書	2 枚
(9)	認定書 通称認定のみ	1 枚)
10	選挙運動用ビラ証紙	1, 600 枚
11	選挙運動に関する支出金額の制限額	1 枚

(注) 上記の交付物品の受領の際、事前審査時に配布する受領書に、受領者の署名をしてご提出いただきます。立候補届出の際は、忘れないよう必ず持参してください。

第2 立候補の準備行為 (法129)

選挙運動とは、特定の選挙につき特定の候補者の当選を得または得させるために選挙人に働きかける行為です。

立候補届出前の選挙運動、いわゆる事前運動は禁止されています。しかし、次のことを立候補又は選挙運動の準備行為として行うことは、立候補届出前であっても認められています。

- (1) 政党等の公認を求める行為
- (2) 選挙事務所借入れの内交渉
- (3) 出納責任者または選挙運動員就任の内交渉
- (4) 事務員・車上運動員（うぐいす嬢など）や労務者雇用の内交渉
- (5) 個人演説会場借入の内交渉（公営施設を除く。）
- (6) 選挙演説を依頼するための内交渉
- (7) 選挙運動用葉書による推薦依頼の内交渉（選挙運動用葉書の作成）
- (8) 自動車、拡声機の借入れの内交渉
- (9) 立札、看板、ポスター等の作成
- (10) 選挙運動資金の調達

以上のような準備行為は、直接選挙人を対象としないものであり、事務上の交渉又は準備に属する行為で、このこと自体が直ちに投票を得ることを目的としないことから、選挙運動とはなりません。

しかし、これらの行為が併せて投票獲得の意図を持って行われるときは、事前運動となります。例えば、これらの行為に名を借りて投票依頼行為に及ぶとか、不必要に多数の者に対して各種の内交渉がなされる場合は、選挙運動となり禁止されます。

第3 選挙運動

1 選挙運動の期間 (法 129)

選挙運動ができる期間は、立候補届出が受理された時から、選挙期日前日（10月18日（土））までです。この期間中も、選挙カーなどでの連呼行為や街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に行うこととされています。届出が受理される前の選挙運動は事前運動といわれ、禁止されています。また、選挙期日当日の選挙運動が禁止されていることにも注意してください。

2 選挙事務所 (法 130、131、132、143、240、令 108)

(1) 選挙事務所は、候補者又は推薦届出者でなければ、設置することができません。(法 130①)

(2) 数：1カ所

(3) 設置又は異動の届出 その都度直ちに届け出てください（移動は1日に1回しかできません）。

推薦届出者が設置又は異動の届出をするときは、候補者の承諾書を添付。

推薦届出者が数人あるときは、代表者である旨の証明書を添付。

(4) 選挙事務所を表示するために、その場所において使用できるもの（記載内容は、選挙事務所を表示するためのものでなければなりません）

ア ポスター	}	<u>数：合計で3枚以内 大きさ：350 cm以内×100 cm以内</u> (縦横自由)
イ 立札		
ウ 看板の類		

エ ちょうちん 数：1個 大きさ：高さ85 cm以内 直径45 cm以内

※ ポスター、立札及び看板の類の両面を使用した場合は、2枚又は2個と数えます。

(5) 選挙事務所は、選挙当日においても、投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域に限り、設置できます。

3 休憩所等の禁止 (法 133)

休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けることができません。

4 選挙運動を禁止されている者 (法 135、136、136 の 2、137、137 の 2、137 の 3)

- (1) 選挙事務関係者（投票管理者及び選挙長等）は、在職中、その関係区域内において、選挙運動をすることができません。
- (2) 特定公務員（選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、警察官、収税官吏及び徴税の吏員等）は、在職中、選挙運動をすることができません。
- (3) 年齢満 18 歳未満の者（ただし、湯茶接待、葉書の宛名書きなどの単なる労務に使用することは差し支えありません。）
- (4) 選挙犯罪又は政治資金の罪を犯したため選挙権及び被選挙権を有しない者。また、不在者投票管理者、公務員等（特別職を含む。）、教育者（私立学校の長又は教員を含む。）は、その地位を利用して選挙運動をすることが禁止されています。

5 戸別訪問 (法 138)

- (1) 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって戸別訪問をすることができません。戸別とは、選挙人宅個々のみではなく、会社、工場等も含まれます。
- (2) いかなる方法であっても、選挙運動のため、戸別に、演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知をする行為又は特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を言いあるく行為は、禁止されています。

6 署名運動の禁止 (法 138 の 2)

何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることができません。

7 人気投票の公表の禁止 (法 138 の 3)

何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはなりません。

8 飲食物の提供の禁止 (法 139、197 の 2)

何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず、飲食物（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除きます。）を提供することができません。

ただし、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し、選挙運動の期間中、選挙事務所において食事するために提供する弁当については、この限りではありません。

また、飲食物の提供とは、供与又は供応接待をすることをいうので、例えば、運動員が飲食物の材料を持ち込み、加工したうえ自分たちで飲食することはできますが、これを第三者に提供することはできません。

なお、次に掲げるものは例外として提供することが許されています。

(1) 湯茶及び菓子

「湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子」とは、例えば、せんべい、まんじゅう等いわゆる「お茶うけ」程度のものとされています。

みかんやりんごなどの果物や漬物なども、通常用いられる程度を超えない限り、ここにいう菓子の類に入ります。酒、ビール、サイダー、サンドイッチのようなものは菓子ではないので提供することはできません。

また、選挙運動に従事する者が、更に外出して茶や菓子を飲食した場合には、実費弁償として1日1,000円の範囲内の実費を支給することができます。

しかし、労務者に湯茶、菓子を事務所で提供することはできますが、実費の支給はできません。

これらの事務所で提供した「湯茶及び菓子」については、事務員、車上運動員、手話通訳者及び労務者に支給する報酬から差し引く必要はありません。

(2) 選挙事務所における弁当の提供

弁当の提供は、次の制限にしたがって提供することができます。

ア 立候補の届出後から投票日の前日までの間、選挙運動員、事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者及び労務者に対して、選挙事務所で食事をするための弁当及び携行するための弁当で、選挙事務所で渡すものに限ります。

イ 弁当の価格は、1人1食につき1,500円、1日につき4,500円の、両方の制限があります。なお、弁当は、選挙事務所で食べるか、遂行するために選挙事務所で提供されるものに限られているので、運動員等を料理店、食堂等へ連れて行って提供することはできません。

ウ 提供できる弁当の数は、候補者1人当たり225食（15人×3食×5日）の範囲内であれば、どのような配分によって提供しても自由です。

エ 運動員、事務員、車上運動員及び手話通訳者及び要約筆記者に弁当を提供した場合に、その者にさらに実費弁償として弁当料を支給するときは、1日当たりの弁当料の制限額（通常4,500円）から提供した弁当の実費相当額を差し引いて支給しなければなりません。 ※「労務者」に対して弁当料の実費弁償はできない。

例えば、朝昼 2 食計 2,700 円の弁当を提供した場合、その運動員が夕食を自費でとったとしても、この夕食の実費弁償として支給できる弁当料は一食分、つまり 1,500 円以内であって、4,500 円から 2,700 円を引いた差額の 1,800 円ではありません。またこの場合、夕食と夜食を自費でとったとすれば、二食分という意味では、3,000 円まで支給できるのであるが、一日 4,500 円以内の制限が働いて、既に提供した朝昼二食分の計 2,700 円と日額 4,500 円との差、1,800 円までしか支給できません。

また、労務者に弁当を提供した場合は、報酬からその弁当の実費相当額を差し引いて支給しなければなりません。事務員、車上運動員及び手話通訳者については弁当を提供した場合でも報酬から差し引く必要はありません。

注) 38

頁の「支給することができる実費弁償及び報酬の額の最高限度額一覧」を参照してください。

9 氣勢を張る行為の禁止 (法 140)

何人も、選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来するなどによって氣勢を張る行為をすることができません。

10 連呼行為の禁止 (法 140 の 2)

何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができません。ただし、演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合並びに午前 8 時から午後 8 時までの間に限り、選挙運動用自動車の上でする「流し連呼」は差し支えありません。

連呼行為をする者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません。

11 選挙運動用自動車 (法 141、141 の 2、141 の 3、令 109 の 3)

(1) 選挙運動用自動車は、候補者 1 人について 1 台使用することができます。ただし構造上宣伝を主たる目的とするものは、使用することができません。(法 141①)

(2) 使用できる自動車は、政令で定める乗用の自動車で、次の表のとおりです。(法 141⑥、令 109 の 3)

使用できる自動車	使用できない場合 (構造上使用できない車)
・乗用定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車（ワゴン型、バン型の貨客兼用自動車）	・上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの。（オープンカー、ピックアップ車）

・乗用定員 10 人以下の乗用自動車 (軽自動車含む)	・上面の全部又は一部が構造上開閉できる もの。(サンルーフ付、オープンカーに幌 をかぶせたもの)
・4 輪駆動式の自動車で車両重量 2 トン 以下のもの(幌付のものは使用できる、 サンルーフは走行中閉じてください)	・上面、側面又は後面の全部又は一部が構 造上開放されているもの(オープンカー)
・小型貨物自動車及び軽貨物自動車	

(3) 使用する自動車には、選挙管理委員会が交付する表示板を付けなければなりません。(法 141⑤)

(4) 選挙運動用自動車に乗車する者は、候補者、運転手(1 人)を除き、4 人を
超えてはなりません。(法 141 の 2①)

(5) 選挙運動用自動車に乗車する者(候補者及び運転手を除く)は、選挙管理委
員会が交付する乗車用腕章を着用しなければなりません。(法 141 の 2②)

(6) 自動車に取り付けて使用できるもの(法 143⑨)

- | | | | |
|---------|---|-----------------------------|---------|
| ア ポスター | } | 大きさ：縦 273 cm 以内×横 73 cm 以内 | 数：制限はない |
| イ 立札 | | | |
| ウ 看板の類 | | | |
| エ ちょうちん | | 大きさ：高さ 85 cm 以内 直径 45 cm 以内 | 数：1 個 |

(7) 自動車に(6)の表示物を取り付けて道路を走行しようとする場合、道路交通法第 56 条第 1 項の規定による所轄警察署長の許可が必要です。前もって山都警察署担当部署と打ち合わせをしてください。

(8) 停止している自動車の上での街頭演説、会社又は工場等に自動車を乗り入れて行う演説、また、走行中の自動車上での連呼行為はできます。ただし、それぞれの種類によって規制を受けるので、該当する項目を確認してください。

(9) 自動車の借上料、運転手の雇用料及び燃料代は、公費負担の対象となります。

12 拡声機 (法 141)

(1) 使用できる数 携帯用、車載等を通して一そろい。ただし、個人演説会(演説を含む。)の開催中、その会場で別に一そろいを使用できます。

※ 一そろいとは、マイク 1 個・アンプ 1 個・スピーカ 1 個の組み合わせをいい、一体となった拡声機は、1 台で一そろいです。

(2) 使用する拡声機には、選挙管理委員会が交付する表示板を付けなければなりません。

13 文書図画の頒布 (法 142)

- (1) 選挙運動のために頒布できる文書図画は、選挙運動用ビラ、選挙運動用葉書だけで、そのほかのものは一切頒布できません (法 142①)。
- (2) 回覧板その他の文書図画又は看板 (プラカードを含む。) の類を多数の者に回覧させることはできません (法 142⑫)。
- (3) インターネット等を利用した選挙運動のうち一定のものが利用できます。
(法 142 の 3、142 の 4、142 の 5、142 の 6、142 の 7)

インターネット等を利用する方法は、ウェブサイト等を利用する方法及び電子メールを利用する方法に大別され、ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち電子メールを利用する方法を除いたもののことをいいます。

ア) ウェブサイト等

- a 選挙運動用ウェブサイト等には、その者に直接連絡が取れるよう電子メールアドレス等の表示義務があります。
- b 投票日の前日まで更新することができます。投票当日もそのままにしておくことができます。

イ) 電子メール

- a 候補者又は確認団体に限って送信することができ、一般の有権者は送信することができません。
- b 選挙運動用電子メール送信者は、次の送信対象者及びアドレス宛てに限って送信することができ、一定の記録の保存が義務付けられています。

	送信対象者	送信対象アドレス	保存する内容
1	あらかじめ選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者 (その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る)	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス	・受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メールの送信者に対し自ら通知したこと ・選挙運動用電子メールの送信の求め・同意があったこと

2	政治活動用電子メール（選挙運動用電子メール送信者が普段から発行しているメールマガジン等）を継続的に受信している者であつて、あらかじめ選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかった者	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの	・受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メールの送信者に対し自ら通知したこと ・継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること ・選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと
---	--	--	---

c 選挙運動用電子メール送信者は、その文書図画に次の事項を正しく表示しなければなりません。

- ①選挙運動用電子メールである旨
- ②選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称
- ③選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨
- ④送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

ウ) インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した広告を有料で掲載させることはできません。

※詳しくは総務省

HP→http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html をご確認ください。

エ) インターネット等を利用した選挙運動・政治活動の可否一覧

できること／できないこと		政党等	候補者	候補者・政党等以外の者
ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ等	○	○	○
	SNS（フェイスブック、ツイッター等）※ ¹	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
	政見放送のネット配信	△※ ²	△※ ²	△※ ²
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ポスターを添付した電子メールの送信	○	○	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	△※ ³	△※ ³	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ポスターを紙に印刷して頒布		×	×	×
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動※ ⁴		○※ ⁵	○※ ⁵	○※ ⁵
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動以外の政治活動		○※ ⁶	○※ ⁶	○※ ⁶
有料インターネット広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクする広告	○	×	×
	挨拶を目的とする広告	×	×	×

※¹ メッセージ機能を含む。

※² 著作権隣接権者（放送事業者）の許諾があれば可。

※³ 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要。

※⁴ 「落選運動」について

公職選挙法における選挙運動の定義から、ある候補者の落選を目的とする行為であっても、それが他の候補者の当選を図ることを目的とするものであれば、選挙運動となるが、何ら当選目的がなく、単に特定の候補者の落選のみを図る行為である場合には、選挙運動には当たらないと解されています（大判昭 5. 9. 23 刑集 9・678 等）。

「当選を得させないための活動」とは、このような単に特定の候補者（必ずしも 1 人の場合に限られない。）の落選のみを図る活動を念頭に置いているものである。

※⁵ 現行どおり、規制されない。ただし、新たに表示義務が課される。

※⁶ 現行どおり、規制されない。

14 文書図画の掲示 (法 143)

文書図画とは、文字や記号、絵、写真などが記載された全てを言います。文書図画による選挙運動は、お金のかかる選挙の原因となりやすいことから、特に詳細に規制されます。

(1) 選挙運動のために使用する文書図画は、次のいずれかに該当するもののほかは、掲示することができません。

ア 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

イ 選挙運動用自動車に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

ウ 候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類

※候補者が着用している限り、数、規格、記載内容の制限はありません。

エ 個人演説会場（入口含む）においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

オ 屋内の演説会場においてその演説会の開催中掲示する映写等の類

カ 選挙管理委員会が設置する掲示場に掲示する選挙運動用ポスター

(2) アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類（法 143 条第 1 項第 4 号の 2 の映写等の類を除きます。）を掲示する行為は、禁止されています。

15 文書図画の撤去義務 (法 143 の 2)

選挙事務所の表示、選挙運動用自動車及び個人演説会の会場で使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示した者は、選挙事務所を廃止したとき、選挙運動用自動車の使用をやめたとき、又は個人演説会が終了したときは、直ちにこれらを撤去しなければなりません。

16 選挙運動用ビラ (法 142、郵規 2、3)

立候補届出が完了した後、選挙管理委員会が交付する証紙（1,600 枚）を貼付したビラのみ、次のとおり頒布できる。※公費負担の対象となります。

(1) 枚数 候補者 1 人につき 1,600 枚

(2) 規格 A 列 4（29.7 cm×21.0 cm）以内 ※2 種類以内に制限

(3) 表面に「頒布責任者」及び「印刷者」を必ず記入すること。

(4) 頒布の方法

ア 新聞折り込み

イ 選挙事務所内、個人演説会場及び街頭演説の場所

【注】頒布しようとするビラ 1 枚（2 種類の場合は 2 枚）を事前に選挙管理委員会に持参し、予備審査を受けてください。寸法の確認を行います。

17 選挙運動用通常葉書（郵送の無料化） （法 142、郵規 2、3）

- (1) 枚数 候補者 1 人につき 800 枚
- (2) 郵便葉書の場合
 - ア) 受領 立候補届出の際、選挙長の発行した「候補者用通常葉書使用証明書」を選挙運動期間中に浜町郵便局に提示し、「選挙用」の表示がしてある郵便葉書を無料で受け取ることができます。（立候補届出前に郵便葉書を買った場合は、公費負担の対象となりません。）
 - イ) 発送 立候補届出の際、選挙長の発行した「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて、記入等をした郵便葉書を浜町郵便局へ差し出してください。
- (3) 私製葉書の場合
 - ア) 立候補届出前に手持の私製葉書にあらかじめ記入等（印刷）をしておくことができます。
 - イ) 「候補者用通常葉書使用証明書」を選挙運動期間中に浜町郵便局に提示し、手持の私製葉書に「選挙用」の表示を受けてください。
 - ウ) 発送 立候補届出の際、選挙長の発行した「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて、記入等をした私製葉書を浜町郵便局へ差し出してください。
- (4) 郵便によらないで、通行人に手渡すとか、集配させるなどの方法は違反となります。
- (5) 記載内容は、特に制限はありませんが、その内容が犯罪（名誉毀損、利害誘導、選挙の自由妨害、選挙犯罪のせん導、虚偽事項等）を構成する場合には、それぞれの法律による処罰の対象となります。
- (6) 1 枚の選挙用葉書を数人に宛てて郵送することは、それが同一世帯内にある選挙人数人の氏名を連記する通常の使用法はよいですが、会社等に「〇〇御中」とか「〇〇御一同様」と記載し、その内容が回覧、掲示等特別の伝達方法によらなければ了知し得ないものであるときは許されません。
（「〇〇様御家族御一同様」は許される。）
- (7) 選挙運動期間経過後は配達することができませんので、余裕をもって差し出してください。
- (8) 詳しくは、「選挙運動用通常葉書のご利用案内」（日本郵便株式会社資料）をご確認ください。

18 選挙運動用ポスター (法 144、144 の 2、ポ条、ポ規)

- (1) 山都町選挙管理委員会でポスター掲示場を設置します。選挙運動用ポスターは、ポスター掲示場 1 箇所について 1 枚を掲示することができ、その他の場所には一切掲示することができません。 ※公費負担の対象となります。

設置場所 145 箇所

※ 掲示場一覧表は、事前審査の際（9 月 30 日～10 月 2 日）に交付します。

- (2) 掲示箇所 掲示場の区画（44.5 cm×44.5 cm）にあらかじめ付してある番号と、立候補届出順位番号の一致する箇所に掲示してください。
- (3) ポスターを掲示できる期間 10 月 14 日（立候補届出受理後）から 10 月 18 日まで（投票日の当日は新たに貼ることはできませんが、前日までに貼ったものは、そのまま可）
- (4) ポスターの規格等
- ア) 規格 長さ 42 cm 以内×幅 30 cm 以内（タブロイド判）
 - イ) 掲示責任者等の記載 ポスター表面に、掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所（印刷者が法人であるときは法人名とその所在地）の記載又は印刷がされていなければなりません。
 - ウ) 記載内容等 記載内容、色刷りについては特に制限はありませんので、政見の宣伝等も記載することができます。ただし、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるようなことは記載できません。

【注】 掲示しようとするポスター 1 枚を事前に選挙管理委員会に持参し、予備審査を受けてください。

19 文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限 (法 146)

- (1) 何人も、選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義であっても文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し又は掲示することができません。
- (2) 選挙運動期間中は、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍内に在る者の氏名を表示した年賀状その他これに類似する挨拶状を当町内に頒布したり、掲示することができません。

20 あいさつ状の禁止（法 147 の 2）

候補者又は候補者となろうとする者（現職を含みます。）は、当町内の者に対し、答礼のための自筆を除き、年賀状その他これらに類するあいさつ状を出してはいけません。

21 新聞紙、雑誌の不法利用等の制限（法 148 の 2）

- (1) 何人も、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって新聞紙又は雑誌の編集その他経営を担当する者を買収、供応して選挙に関する報道及び評論を掲載させることができません。
- (2) 何人も、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって新聞紙又は雑誌の編集その他経営上の特殊の地位を利用して、選挙に関する報道及び評論を掲載し又は掲載させることができません。

22 新聞広告（法 149、規則 19）

- (1) 候補者は、選挙運動の期間中にいずれか1の新聞に2回に限り、新聞に有料で選挙に関する新聞広告をすることができます。
- (2) 候補者は、立候補届出の際交付する新聞広告掲載証明書を添えて新聞社に申し込んでください。
- (3) 新聞広告の寸法は、横 9.6 cm、縦 2 段組以内、場所は記事下に限られ、色刷は認められていません。
- (4) 広告は、候補者でなければできませんが、その内容は自由であり、候補者の政見はもとより、第三者の推薦文を入れることも差し支えなく、また、写真を掲載することもできます。ただし、その内容が犯罪を構成する場合には、それぞれの法律の処罰の対象となります。
- (5) 選挙の当日に発行される新聞に広告を掲載することはできません。

23 選挙運動放送の制限（法 151 の 5）

- (1) 使用できるのは、21 頁の「12」に掲げる拡声機のみです。
- (2) 広告放送設備、共同聴取用放送設備その他の有線電気通信設備を利用して、選挙運動のために放送をし、又は放送をさせることはできません。

2 4 個人演説会 (法 143、161、161 の 2、162、163、164、164 の 3、164 の 4、令 110、112)

- (1) 候補者は、公営施設及び公営施設以外の施設を使用して、個人演説会を開催することができます。(法 162、164 の 4)
- (2) 回数の制限はありません。
- (3) 開催できるのは候補者に限られますが、演説は候補者以外の者でもできます。
- (4) 個人演説会の施設 (法 161、161 の 2、163、164、令 112③)

ア 公営施設使用の個人演説会

- (a) 使用できる施設は、学校及び地区公民館です。
- (b) 使用する場合には、開催日前 2 日までに個人演説会開催申出書により選挙管理委員会に届け出なければなりません。したがって、**開催できる日は、10月16日から選挙期日の前日（10月18日）まで**ということになります。

申出のあった施設の本来の行事等に支障がなく、また、他の候補者からの申出と競合しなければ、施設の管理者から申出のあった候補者に、個人演説会開催の可否について通知されます。

- (c) 施設の使用は、候補者に 1 人につき、同一施設ごとに 1 回に限り無料です。
- (d) 使用時間は、1 回につき 5 時間以内です。

注) 投票所に指定されている学校及び地区公民館にあっては、投票日の前日（土曜日）から投票所の設営をするため、使用が制限される場合がありますからあらかじめご確認ください。

イ 公営施設以外使用の個人演説会

- (a) 民間施設、地区公民館等の施設を使用する場合は、開催しようとする施設の管理者と交渉してその承諾を得ればよく、その他に別段の手続きは要しません。
- (b) 国若しくは地方公共団体が所有し又は管理する建物あるいは病院若しくは診療所その他の療養施設などの建物等を使用することはできません。
- (c) 1 回当たりの使用時間の制限はありません。
- (5) ボイスレコーダー等の録音装置を使用して、不在の候補者や応援者の演説を聞かせることができます。
- (6) 個人演説会の開催中は、演説会場に次の文書図画を掲示できます。
(143①Ⅳ・Ⅳ のⅡ、8、9、10、164 の 2)

- | | | |
|---------|---|---|
| ア ポスター | } | 大きさ：縦 273cm 以内×横 73 cm以内。ただし、屋内
の演説会場内で使用するものは大きさの制限が撤廃

数：会場内では制限なし
会場外に掲示するものは、合計で 2 以内 |
| イ 立札 | | |
| ウ 看板の類 | | |
| エ ちょうちん | | 大きさ：高さ 85 cm以内 直径 45 cm以内
数：会場内外を通じて 1 個 |

(これらの文書図画の表面には、掲示責任者の氏名及び住所の記載が必要です。
 令 110、125 の 2)

オ 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類

- (7) 選挙運動のためにする演説会は、個人演説会の他は、いかなる名義をもつてするを問わず、開催することができません。(法 164 の 3)
- (8) 候補者以外の者は、2 人以上の候補者の合同演説会を開催することができません。(法 164 の 5②③)

2 5 街頭演説 (法 164 の 5、164 の 6、164 の 7)

- (1) 選挙運動のためにする街頭演説（屋内から街頭へ向かってする演説を含む。）は、演説者がその場にとどまり、選挙管理委員会が交付する標旗を掲げて行う場合に限り、することができます。
- (2) 何人も、午後 8 時から翌日午前 8 時までの間は、選挙運動のため、街頭演説をすることができません。(法 164 の 6)
- (3) 選挙運動のための街頭演説をする者は、学校、病院、診療所及びその他の療養施設の周辺においては、マイクの音量を落とすなどして、授業や療養に支障のないよう静穏の保持に努めなければなりません。また、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないよう努めなければなりません。
- (4) 街頭演説においては、選挙運動に従事する者（候補者、運転手を除き、運転手の助手その他労務を提供する者を含む。）は、15 人を超えてはなりません。(法 164 の 7)
- (5) (4)の選挙運動に従事する者は、選挙管理委員会が交付する乗車用腕章（4 人）及び街頭演説用腕章（11 人）を着けなければなりません。(法 164 の 7)
- (6) ボイスレコーダー等の録音装置を使用して演説することができます。(法 164 の 4)

26 演説等の禁止場所 (法 166)

何人も、次に掲げる建物又は施設においては、選挙運動のためにする演説及び連呼行為を行うことができません。ただし、公営施設使用の個人演説会を開催する場合は、この限りではありません。

- (1) 国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く）
- (2) 汽車、電車、乗合自動車及び停車場その他鉄道敷地
- (3) 病院、診療所その他の療養施設

27 選挙期日後の挨拶行為の禁止 (法 178)

何人も、選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもって次の行為をすることができません。

- (1) 選挙人に戸別訪問をすること
- (2) 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか文書図画を頒布し又は掲示すること。
- (3) 新聞紙又は雑誌を利用（つまり広告）すること。ただし、新聞紙又は雑誌が当選人の抱負等を記事として掲載することは差し支えありません。
- (4) 広告放送設備、共同聴取用放送設備その他の有線電気通信設備を利用して放送すること。
- (5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること
- (6) 自動車を連ね又は隊伍を組んで往来するなどによって氣勢を張る行為をすること。
- (7) 当選に関する答礼のため、当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言いあるくこと。

28 候補者の氏名等の掲示 (法 175、令 49 の 4)

期日前投票所、不在者投票記載所及び投票所に候補者の氏名、所属党派名を掲示します。

掲載順序は、選挙管理委員会がくじで定めます。いずれの選挙も、候補者又はその代理人は、このくじに立ち会うことができます。（10月14日 午後5時30分）

第4 当選人の確定及び就任期間 (法 95、99、103、104、自治 92、92 の 2、141、142)

1. 当選人の確定

- (1) 有効投票の得票数の最も多い者から順次に当選者とします。ただし、次の法定得票数が必要です。

$$\text{※ 法定得票数} = \text{有効投票総数} \div 12 \times 1/4$$

(有効投票総数を議員定数で除して得た数の4分の1)

- (2) 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定めます。
- (3) 当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったときは、当選を失います。

- (4) 当選人が決まれば、選挙管理委員会から当選人の告知をします。この場合、次のことに注意してください。(法 101 の 3、105)

- ① 兼職禁止の職にある者が当選したときは、当選の告知を受けた日に兼職禁止の職を辞したものとみなされます(法 103①、自治 92、141)。
- ② 山都町又は山都町が経費を負担する事業につき町長若しくは委員会、委員あるいはその委任を受けた者に対し請負関係にある場合は、すみやかにその請負をやめ、かつ、当選の告知を受けた日から5日以内に、選挙管理委員会に請負関係を有しなくなった旨の届出をしないと、当選を失います。
- (兼業禁止 法 104、自治 92 の 2、142)

注) なお、兼業禁止に該当するかどうかについては、請負の態様及び法人にあってはその役職の範囲、請負金額と当該法人の全業務量との比率等で変わってきますので、詳しくは選挙管理委員会に問い合わせてください。

2. 当選人の任期

一般選挙における当選人の任期は、令和7年11月1日から令和11年10月31日までとなります。

◆ 選挙会（開票）の日時及び場所 ◆

日時 10月19日（日）午後8時
場所 千寿苑 多目的ホール

◆ 当選証書付与式の予定日時及び場所 ◆

日時 10月20日（月）午後3時
場所 役場本庁舎2階 2-1会議室

第5 選挙運動の費用

お金のかからない選挙となるよう、選挙運動費用の支出に最高限度額を定める制度が設けられており、また、選挙運動費用の一部を公費で負担する制度があります。選挙運動費用の内容は、収支報告書によって公開され、誰でも見ることができます。

1 収入と寄附及び支出の定義 (法 179)

- (1) 「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束をいいます。(法 179①)
- (2) 「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいいます。寄附を受ける側においては「収入」の一部、寄附をする側においては「支出」の一部となります。(法 179②)
- (3) 「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいいます。財産的利益を自ら供与又は交付、消費することも支出です。(法 179③)

2 出納責任者の選任及び届出 (法 180～184)

選挙運動では、費用の制限とともに正確な収支の報告が義務付けられています。候補者は、収支の一切の責任を負う出納責任者を1名選任してあたためます(候補者本人でも可)。

- (1) 候補者は、選挙運動に関する収入及び支出の責任者（出納責任者）1人を選任しなければなりません。ただし、候補者が自ら出納責任者となり又は推薦届出者（推薦届出者が数人あるときは、その代表者）が候補者の承諾を得て出納責任者を選任し若しくは推薦届出者が候補者の承諾を得て自ら出納責任者となることもできます。(法 180①)
- (2) 出納責任者を選任した者は、文書で、出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともに署名捺印しなければなりません。なお、この文書は、選挙管理委員会に提出する必要はありません。(法 180②)
- (3) 出納責任者を選任した者は、直ちに出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び候補者の氏名を、「出納責任者選任届出書」により、選挙管理委員会に届け出なければなりません。(法 180③) [⇒資料3 P5]
- (4) 推薦届出者が出納責任者を選任した場合においては、(3)の届出には、「出納責任者選任承諾書」を、また推薦届出者が数人あるときは「推薦届出者代表者証明書」を添えなければなりません。(法 180④)

3 会計帳簿の備付及び記載 (法 185) [⇒資料 3 P10]

出納責任者は、会計帳簿（収入簿、支出簿）を作成して備え付け、選挙運動に関するすべての寄附その他の収入及び支出（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされたものを含む）を記載しなければなりません。

なお、金銭以外の物品又は財産上の利益については、時価に見積った金額を記載することになっています。

(1) 収入の部

- ア 収入簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載します。
- イ 債務の免除、保証その他の金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載します。
- ウ 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときには、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載します。
- エ 寄附のうち金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載します。
- オ 「種別」の欄には、寄附金とその他の収入との区別を明記します。
- カ ア～オに定めるもののほか、出納責任者において必要と認める事項を記載することができます。

(2) 支出の部

- ア 支出簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載します。
- イ 支出簿には、(1) 立候補準備のために支出した費用 (2) 選挙運動のために支出した費用の 2 科目を設けて（又は各々分冊して）記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記します。
- ウ 支出簿には、(1)人件費 (2)家屋費 {(イ)選挙事務所費 (ロ)集合会場費等} (3)通信費 (4)交通費 (5)印刷費 (6)広告費 (7)文具費 (8)食糧費 (9)休泊費 (10)雑費、の費目を設けて、費目ごとに記載します。
- エ 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄にその金額を記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船馬車、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは消費したときは、「金銭又は見積額」欄に時価に見積った金額を記載します。
- オ 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載します。

- カ 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載します。
- キ 支出のうち金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束日現在において記載するものとし、その旨並びに履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載します。
- ク ア～キに定めるもののほか、出納責任者において必要と認める事項を記載することができます。

(3) 支出の費目

ア) 人件費 労務者並びに選挙運動のために使用する事務員、車上運動員（うぐいす嬢）手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬があります。

イ) 家屋費

a 選挙事務費としては、主としてその借上料です。（自宅を事務所にあてた場合は選挙費用とみなされません。）この中には、事務所の借上料自体と机などの備品の借上料が考えられます。なお、電話仮設費は分類上ここに含まれます。

b 集合会場費としては、主として個人演説会の借上料です。この中にも机など備品の借上料も含まれます。

ウ) 通信費 連絡のための電報、電話、郵便に要する経費です。また、電話機の借上料と通話料も含まれます。

なお、選挙運動用通常葉書で規定枚数以内のものの郵送料は無料であり、計上されません。

エ) 交通費 運動員、事務員、労務者に支出する実費弁償です。（候補者の分は選挙運動費用とみなされません。）また、運動員等が友人の好意で無料で自動車に乗せてもらった場合等は、時価で見積り費用の中に計上します。候補者と運動員1人がタクシーをひろったような場合には、一般には運動員は便乗と解されるので、計上されません。選挙運動用自動車を使用するために要した支出（借上料、燃料代、オイル代、修理代、駐車場料金、運転手の雇用料等）は選挙運動費用とみなされません（自動車、運転手及び燃料代は公費負担の対象となります）。

オ) 印刷費 選挙運動のために使用するポスター、ビラ及び葉書等の印刷費。（ポスター及びビラの印刷費は、公費負担の対象となりますが、公費負担分も含めて全額を計上する必要があります。）

カ) 広告費 立札、看板、ちょうちん、腕章、たすき及び拡声機等に要した費用並びに新聞広告に要する費用。

キ) 文具費 机、筆記用具その他選挙事務所において事務に使用する消耗品代。

ク) 食糧費 選挙事務所等で出す湯茶及び茶菓子に要する費用及び法律で認められる運動員、労務者に対して提供する弁当又は弁当の調製に要した経費。

ケ) 休泊費 休憩及び宿泊に要した経費。

コ) 雑費 例えば、看板の作製に要した材料代（木材、トタン、釘等）及びガス代、電気料、水道料等の光熱水費等が考えられます。具体的には、看板等の作製を看板屋に請け負わせたものなら広告費に、材料を提供して労務者を雇い作製したものであるときは労務者に要した費用は人件費に、材料代等は雑費に、ペンキ代等は文具費に計上します。

以上10項目に分類しましたが、選挙運動費用はこれだけに限るものではなく、およそすべての選挙運動に関する費用は、適宜10項目の中にあてはめて月日順に明細を記載しなければなりません。

4 立候補準備のために要した費用の精算（法187②）

立候補のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者が支出し、又は他の者がこれらの者と意思を通じて支出したものは、選挙運動費用とされますので、出納責任者は、その就任後直ちにその候補者又は支出者につき清算し、会計帳簿に記載しなければなりません。

5 明細書の提出（法186）

- (1) 出納責任者以外の者で候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から7日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。ただし、出納責任者の請求があるときは、直ちに提出しなければなりません。（法186①）
- (2) (1)の寄附で候補者が候補者の届出がされる前に受けたものについては、候補者の届出がされた後直ちに出納責任者にその明細書を提出しなければなりません。（法186②）

6 領収書等の徴収及び送付 (法 188)

- (1) 出納責任者は選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければなりません。

ただし、これを徴し難い事情があるときは別途報告様式（領収書を徴し難い事情があった支出の明細書）[⇒資料3 P18] に準じて記載整理してください。なお、支払者の明らかでないもの（記載のないものあるいは上様）又は受領者の明らかでないものは、この場合における領収書として認められないものですので、特に注意してください。（法 188①）

- (2) 候補者又は出納責任者と意思を通じてそのために支出した者は、領収書を直ちに
出納責任者に送付しなければなりません。（法 188②）

7 選挙運動員及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額 (法 197 の2、251 の2、令 129)

- (1) 選挙運動員、労務者に対する実費弁償及び報酬は、一定の制限が設けられており、この制限に違反すると、買収の推定を受けることになりますので、十分留意してください。

ア) 選挙運動員とは、選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者をいいます。

イ) 労務者とは、選挙運動に付随して行う単純機械的な労働（例えば、葉書の宛名書き及び発送、ポスター貼り、自動車の運転等）を行い労務の対価を得る者をいいます。

- (2) 選挙運動に従事する者（運動員として届け出た者）1 人に対し支給することのできる実費弁償の額

ア) 弁当代 1 食につき 1,500 円 1 日につき 4,500 円

イ) 茶菓代 1 日につき 1,000 円

ウ) 宿泊料（食事料 2 食分を含む。） 1 夜につき 23,000 円

エ) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）については、路程に応じた実費額

オ) 鉄道賃 鉄道旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費

費

カ) 船賃 水路旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

- (3) 選挙運動のために使用する労務者（(1)以外の者）1 人に対し支給することのできる報酬の額

ア) 基本日額 10,000 円以内

イ) 超過勤務手当 1 日につきア) 基本日額の 5 割以内

- (4) 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
- ア) 鉄道賃、船賃及び車賃 (2) ア、イ及びウに掲げる額
- イ) 宿泊料 (食事料を含まない。) 1 夜につき 20,000 円
- (5) 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる報酬の額
- ア) 選挙運動のために使用する事務員 1 日につき 15,000 円以内
- イ) 専ら法 141 条第 1 項 (自動車、船舶及び拡声機の使用) の規定により、選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1 日につき 20,000 円以内
- (6) 選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者の数及び氏名等の届出
- ア) 1 日につき 7 人までで、その 5 倍を超えない範囲で届け出できます。
(選挙運動期間中の延べ人数は 35 人まで)
- イ) 報酬の支給は、文書で選挙管理委員会へ届け出た者に限られ、届け出していない事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者に報酬を支給することはできません。(法 197 の 2 ⑤)

支給することができる実費弁償及び報酬の額の最高限度額一覧

区 分		報 酬	実費弁償 (1 人に対し)			
			車賃等	宿泊料	弁当料	茶菓料
選挙運動に従事する者	一般の選挙運動員	支給できない	鉄道賃、船賃及び車賃とも路程に応じた実費額	1 夜につき 23,000 円 (食事料 2 食分を含む)	・1 食につき 1,500 円	1 日につき 1,000 円
	選挙運動のために使用する事務員 (届け出た者)	1 人 1 日につき 15,000 円以内			・1 日につき 4,500 円 (弁当を提供した場合は、実費を差し引いた額を支給)	
	車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者 (届け出た者)	1 人 1 日につき 20,000 円以内				

	労務者 (届け出は不要)	・1人1日につき 10,000円以内 ・超過勤務手当は1 日につき日額の5 割以内 (弁当を提供した場 合は、実費を差し 引いた額を支給)	上に同じ	1夜につき 20,000円 (食事を含まない)	支給できない	支給できない
--	-----------------	--	------	-------------------------------	--------	--------

《報酬の支給について》

1. 報酬は、選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者、労務者に限り支給することができます。
2. 事務員、車上運動員及び手話通訳者に支給する際は、届出が必要です。
1日につき7人まで使用でき、35人まで異なる者を届け出て報酬を支給することができます。
3. 使用できる期間は、立候補の届出後、報酬の支給を受けることができる者を「報酬を支給する者の届出書」により、山都町選挙管理委員会に届け出た時から選挙期日の前日までです。
4. 年齢は届出日現在
5. 労務者（運動用自動車の運転手を含む。）については、支給人数の制限はなく、届出も不要です。

8 選挙運動費用の制限（法 194、196、247、251 の 2、令 127）

選挙運動に関する支出の金額は、候補者1人につき次の金額を超えることができません。この制限額を超えて支出すれば、候補者の当選は無効とされます。

選挙運動に関する支出金額の制限額は次のとおりです。

（100円未満の端数切上げ）

法定制限額は… $\frac{\text{「告示日における選挙人名簿登録者数」}}{12} \times 1,120 + 90 \text{万円}$ （議員定数）

《参考》 令和7年9月1日現在の選挙人名簿登録者数11,201人で試算

法定制限額 = $11,201 \div 12 \times 1,120 + 90 \text{万} \div 1,945,426 \text{円}$

⇒ 100円未満を切り上げると、1,945,500円

※正式な額は、立候補届出時に配付

9 選挙運動費用収支報告書の提出と領収書の写等添付 (法 189)

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附、その他の収入及び支出に関する事項を記載した報告書をそれぞれ次に掲げる期限までに選挙管理委員会に提出しなければなりません。

この場合、その報告書には、支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写（領収書その他の支出を証すべき書面を取り難い事情があったときは、その旨や支出の金額、年月日、目的を記載した書類）を添付しなければなりません。

- (1) 当該選挙の告示日前までと、選挙期日の告示日から選挙期日まで及び選挙期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出についてはこれを併せて精算し、選挙期日から 15 日以内（11 月 3 日まで）に報告しなければなりません。
- (2) (1)の精算届出後になされた寄附その他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から 7 日以内に報告しなければなりません。
- (3) 選挙運動に関する収入・支出は、候補者が選任した 1 名の出納責任者がすべて取り扱うこととなります。各候補者の出納責任者は選挙運動費用を適正に管理するとともに、その収支について選挙運動費用収支報告書を作成のうえ、期限内に選挙管理委員会に提出してください。

※ なお、収支報告書及びこれに添付すべき書類の提出を怠ったときは、「3 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金」の罰則の対象となります。

10 選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲 (法 197)

次に掲げる支出は、選挙運動費用には算入されない。

- (1) 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者と意思を通じないで行った第三者の支出
- (2) 立候補届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じないでした第三者の支出
- (3) 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出
- (4) 選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- (5) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- (6) 主として選挙運動のために使用する自動車及び船舶のために要した支出（この中には、自動車の借上料、燃料代、オイル代、修繕代、タイヤ代並びに運転手の雇料、超過勤務手当、宿泊代及び食事代等を含みますが、自動車に備え付ける拡声機の借上料及び装備（装飾）代は含まれません。）

1 1 収支報告書の公表 (法 192)

収支報告書を受理したあと、選挙管理委員会はその収支報告書の要旨を公表します。この収支報告書は、受理された日から3年間保存され、この間はだれでも閲覧することができます。

1 2 会計帳簿及び書類等の保存義務 (法 191)

出納責任者は、会計帳簿、寄附に関する明細書及び領収書その他の支出を証する書面を、収支報告書提出の日から3年間保存しなければなりません。

1 3 収支報告書の記載上の注意

- (1) 収入の部においては、1件1万円を超えるものについては、各件ごとに記載し、1件1万円以下のものについては、種別ごとに各収入日における合計額を金額欄に記載します。なお、寄附については、1件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載しても差し支えありません。
- (2) 収入の部中、「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区分を明記します。
- (3) 支出の部中、「区分」欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用の区分を明記します。
- (4) 「備考」欄には、収入又は支出金額の内訳を明記します。
- (5) 支出については、消費税、振込手数料等を含みます。
- (6) 選挙運動用自動車の使用に要した支出は選挙運動費用には含まれません。
- (7) 労務・物品などの無償提供については、収入・支出ともに算入し、その見積の根拠を所定の欄に記載します。
- (8) 第2回分以降の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」とともに、「前回計」欄には前回まで報告した金額の合計を記載し、「総額」欄には前回計と当該報告分を合計した金額を記載します。
- (9) 「振込明細書に係る支出目的書」は、支出の目的ごとに別葉としてください。

また、支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出してください。

第6 選挙立会人となるべき者の届出 [⇒資料3 P7]

- 1 候補者（推薦届出の場合でも）は、選挙人名簿に登録されている者の中から本人の承諾を得て、選挙立会人となるべき者1人を届け出ることができます。（法76）。
- 2 この届出の期間は、立候補届出の日から選挙期日前3日（10月16日木曜日）午後5時までです。
- 3 選挙立会人の総数は10人までで、同一政党等に属する候補者の届出に係る者は2人までとなっています。これらの数を超える届出があった場合は、くじで定めます。（10月16日木曜日 午後5時30分から） ※候補者又はその代理人は、くじに立ち会うことができます。

選挙立会人の任務

選挙立会人は、投票の効力を決定するとき意見を述べる等、候補者の利益代表的性格をもっていますが、反面、選挙事務執行に参加し、開票事務が公正に行われているかどうかを見定めるといふ、選挙人の公益代表的性格も併せ持っています。

- （1） 投票箱を開く前に、投票箱や鍵に異常がないかどうかを選挙長とともに確認する。
- （2） 投票箱を開けるときに立ち会い、選挙長とともに投票の混同を確認する。
- （3） 仮投票や投票管理者のところで不受理になった不在者投票について、選挙長が受理、不受理を決定するときに意見を述べる。
- （4） 投票の効力を点検して必要があるときは、意見を述べる。
- （5） 点検済みの投票を梱包したときは、選挙長とともに封印する。
- （6） 選挙録を確認して署名する。（訂正箇所には印を押す。）

各種くじの日程

- 投票記載所等に掲示する候補者氏名等の掲載順序を定めるくじ及び選挙公報の掲載順序を定めるくじ

10月14日（火） 午後5時30分から 役場本庁舎2階2－2会議室

- 選挙立会人を定めるくじ

10月16日（木） 午後5時30分から 役場本庁舎2階2－2会議室

- ※ いずれのくじにも、候補者又はその代理人は立ち会うことができます。
- ※ くじは先に予備くじで本くじを引く順番を決め、その順に本くじを引きます。
- ※ くじはすべて選挙管理委員が引きます。

第7 主な寄附の規制

本項では、寄附の規制のうち主な事項を記載していますが、各法令等の規定に基づき、遺漏のないようにしてください。

1 候補者等の寄附の禁止 (法 199 の 2①)

候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、その選挙に関すると否とを問わず、いかなる名義をもってするを問わず、また、時期のいかんを問わず、その選挙区内にある者に対し寄附をすることができません。

ただし、次の場合は例外として除かれます。

- (1) 政党その他の政治団体若しくはその支部に対してする場合（政党その他の政治団体又はその支部が、その候補者等の後援団体であるときは一定期間禁止されます。） ※ 一定期間とは、任期満了の日前90日に当たる日から選挙期日までです。
- (2) 親族（6親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族）に対してする場合
- (3) 専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする場合（食事、食料の提供は禁止されています。）

2 候補者等が関係する会社等の寄附の禁止 (法 199 の 3)

候補者等が、その役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、その選挙区内にある者に対し、これらの者の氏名を表示し、又はこれらの者の氏名が類推されるような方法（選挙に関すると否とを問わず、いかなる名義をもってするを問わず、また、時期のいかんを問わない。）で寄附をすることは禁止されています。

ただし、これらの会社等であっても、政党その他の政治団体又はその支部に対しては、氏名を表示するなどして寄附をすることができます。（会社その他の法人又は団体（政治団体を除く。）がする政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附は、政党及び政治資金団体に対するものを除き、政治資金規正法により禁止されています。）

3 後援団体に関する寄附の禁止 (法 199 の 5)

候補者等の後援団体が当該選挙区内の者に対してする寄附（いかなる名義であるかを問わない）は、政党その他の政治団体又はその支部や当該後援団体が支持推薦する候補者等に対してする寄附など（政治資金規正法による制限がある。）一定の場合を除き、禁止されています。

4 政治資金規正法による寄附の制限

政治活動に関する寄附については、政治資金規正法による制限があります。政治資金規正法上の「政治活動に関する寄附」には、政治団体に対してされる寄附のほか候補者、候補者になろうとする者及び公職にある者の政治活動（選挙運動も含む。）に関してされる寄附も含まれます。

【このしおりについての問い合わせ先】

山 都 町 選 挙 管 理 委 員 会

T E L (0967) 72-1111

F A X (0967) 72-1080

E-mail : somu@town.kumamoto-yamato.lg.jp